

第7章 交流学生制度

●交流学生制度

交流学生制度とは、本学に籍を置きながら、本学と学生交流協定を締結している大学において、協定先大学が開講する科目を履修することができる制度です。

●協定校において履修する場合

- ・上智大学と聖心女子大学との協定により、上智大学で開講される科目を交流学生の身分で履修できます。
- ・協定する大学での履修を希望する場合は、前年度1月に実施するガイダンスに必ず出席してください。ガイダンスの日時場所等は別途Sophieで掲示します。
- ・申し込み対象は、学部2～4年次生が対象です。
- ・「1年英語」を修得済で、且つ、年次必修科目が標準履修

- 年次に修得済の者のみ申し込むことができます。
- ・希望者が多い場合は累積GPA値により選考を行います。
- ・交流期間は半期（4月～9月、10月～3月）または、1年間（4月から翌年3月まで）です。
- ・交流学生制度で履修登録できる単位数は年間6単位までで、各年次の年間登録単位数上限に含まれます。
- ・履修できる科目、履修登録の手続きおよび履修方法は協定先大学の規定に従います。

●単位認定

- ・協定先の大学で修得した単位は、教授会の議を経て、本学の所要単位として認定されます。
- ・認定された単位の分野系列は「関連分野」となります。

第8章 渋谷4大学連携単位互換制度

●渋谷4大学連携単位互換制度

- ・渋谷にキャンパスのある4大学（青山学院大学、國學院大学、実践女子大学・実践女子大学短期大学部、聖心女子大学）が、以下の6つのテーマに沿った科目を相互に提供することにより、渋谷で学ぶ意義を高めると共に、大学間の交流を深め、学生に対して、所属大学における学びにとどまらない多様な価値観に基づく学修機会を提供することを目的とする制度です。

テーマ①：まち・渋谷の歴史、各大学の歴史を学ぶ

テーマ②：宗教・思想を学ぶ

テーマ③：外国の文化・芸術・歴史を学ぶ

テーマ④：日本の文化・芸術・歴史を学ぶ

テーマ⑤：生活・健康・人生（キャリア）を学ぶ

テーマ⑥：人権・ジェンダー・女性論を学ぶ

●協定校において履修する場合

- ・渋谷4大学の協定により、協定校で開講される科目を特別聴講学生の身分で履修できます。
- ・協定校での履修を希望する場合は、前年度1月に実施するガイダンスに必ず出席してください。ガイダンスの日時場所等は別途Sophieで掲示します。

- ・申し込み対象者は、学部2～4年次生（卒業判定にかかる学期の出願は不可）です。
- ・出願時の累積GPAが2.7以上の者のみ出願できます。また、年次必修科目を標準履修年次に修得できなかった学生は出願できません。
- ・各科目の本学における履修定員は若干名です。定員を超過した場合は、累積GPA値により選抜を行います。
- ・本制度で年間に履修できる単位は8単位までで、本学を除く3大学合計の単位数となります。なお、本制度で履修した単位は各年次の年間登録単位数上限に含まれます。
- ・特別聴講学生として協定校での履修が認められた場合、申請年度毎に一大学につき事務手数料として1,000円が必要です。事務手数料以外の受講に必要な教材費等の経費も、各自の負担となります。

●単位認定

- ・協定先の大学で修得した単位は、教授会の議を経て、本学の所要単位として認定されます。
- ・認定された単位の分野系列は「関連分野」となります。